

文部科学大臣 萩生田 光一殿

修学支援新制度施行に伴う授業料減免制度の廃止に関する要請

2020年1月31日

日本共産党滋賀県議会議員団

団長 節木 三千代

民主青年同盟滋賀県委員会

県委員長 岡田 太貴

政府は、2020年度から修学支援新制度（以下、新制度）を実施する一方で、国公立大学の授業料減免制度（以下、減免制度）を廃止する方向を示した。新制度の対象となる者の要件は、「真に支援の必要な低所得世帯」であるほか「高等学校を卒業してから2年の間までに進学したもの」「日本国籍を有するか永住者等」などとされ、従来の減免制度対象者でも新制度の対象から外れる者が出てくる。滋賀県内には3つの国公立大学があり、国立滋賀大学（教育学部・経済学部）、滋賀医科大学、滋賀県立大学のそれぞれの学生への影響は以下の表のとおりである。県内の国公立大学在学学生から、「新制度の対象とならず、減免制度も廃止され、修学できない学生がでるのはおかしい。減免制度を存続すべき」「20年度以降の新入生から減免がなくなれば、入学できない人が確実にいる」「社会人からの学士編入は自力で頑張る人たち。貯金と減免だけが頼り」「親の介護や子育てをしながらの学業に、今でもぎりぎり。この上バイトなどできない」との声が数々あがっている。「高等教育を受ける機会の均等」をすすめていくためにも、少なくとも減免制度は存続すべきである。

また、私たちが県内の大学生・高校生およびその保護者などから「学費・奨学金実態アンケート」を行った結果、学費が高すぎて進学を断念した青年、奨学金の返済ができずに生活苦に陥る青年が多数いることが明らかになった。学費をかせぐためにバイトで睡眠や勉強時間を削り、授業にも行けない学生まで出ている。学生が学業に専念でき、卒業後に奨学金の返済で生活苦に追い詰められることのないよう、学費の引き下げ、奨学金制度の改善・拡充を求める。国際人権A規約第13条(c)項の「高等教育の漸進的無償化」を実現させる立場から、以下のように要望する。

表：県内3大学の影響

	減免制度対象者	新制度導入と同時に減免制度が廃止された場合		
		減額	対象外	減額+対象外
国立滋賀大学	389人	34人	120人	154人
国立滋賀医科大学	95人前後			67人（うち院生15人）
滋賀県立大学	97人	6人	5人	11人

記

- ① 先般、閣議決定された 2020 年度政府予算案では、新制度移行の激変緩和措置として、現行の減免制度対象者については予算確保されたと報道されているが、従来の減免制度対象者のすべてが支援されるのか。院生・留学生・学士編入生、また今年度から新たに減免制度に申請する者は対象となるのか。対象者の範囲を明らかにされたい。
- ② 新年度政府予算案では、20 年度以降の新生から支援の予算確保はされていない。今、20 年 4 月の受験生はすでに受験大学を明確にし、目標にむかってラストスパートの時期である。大学選びの要素のひとつとして、減免制度を頼みにしている受験生は一定数存在している。20 年度の新入生から支援を打ち切るとは、今年度の受験生にとって、受験目前で断念を迫ることになる。そのことの重大性をどのように認識しているのか。
- ③ 公立大学の現行の減免制度対象者については、新年度予算案において、現在の対象者はすべて支援対象になっているのか。20 年度の減免制度の対象者について、大学設置自治体には、どのような指導をしているのか。また、21 年度以降の減免制度については、大学設置自治体にどのように指導しているのか。
- ④ 私立大学の授業料減免制度の補助を 20 年度から廃止にすると報道されたが、このことは唐突であり、国会での議論もされていない。そもそも私立大学の授業料は、国公立大学よりも高く、経済的負担が大きい。にもかかわらず、なぜ私立大学の減免補助を打ち切るのか。このことによって、全国的にどれほどの影響がでるのか明らかにされたい。
- ⑤ 減免制度の廃止は、経済的負担から進学を断念する学生や、奨学金を借り返済に苦しむ青年を増やし、あるいは学費を稼ぐためバイトをせざるを得ない学生を生むことは間違いない。2020 年度以降も、新制度の対象とならない現行の授業料減免制度対象者に同等の支援をすべきである。
- ⑥ 修学支援新制度には、対象者の要件に「高等学校を卒業してから 2 年の間までに進学したもの」「転学・編入学するまでの期間が 1 年を超える場合は対象としない」とあるため、多浪生や、いったん社会人になってから編入した学生は支援がなくなる。政府が提唱する「リカレント教育の推進」と逆行する、なぜこのような要件を設けるのか理由を聞く。
- ⑦ ⑥のことは、特に国立滋賀医科大学では、「高等教育の学びの機会均等」を意識して、多

浪生、学士編入生や留学生にも減免制度を適用してきた。多浪生・学士編入生の比率が高いため、減免制度が廃止されれば在学・進学できなくなる学生が多数出ることになる。医学生の進学機会をより一層狭め、医師を養成しようとする地方自治体の政策にも重大な問題である。医学科に限らない問題であり、新制度の要件（⑥）の撤回を求める。

- ⑧ 新制度実施に伴う減免制度の廃止は、370万円所得世帯から480万円所得世帯の、低所得～中所得世帯への支援の打ち切りを意味するが、この所得世帯は決して余裕のある世帯ではない。家庭における高等教育進学の負担は、子どもの人数、大学の学費額によって異なるため、新制度の対象を「真に支援が必要な低所得世帯」に限ることは、高等教育進学の機会均等にはならない。学費の引き下げこそすべきである。